

坂戸市都市計画審議会

開催日時	令和2年10月28日(水) 午前10時00分開会・午前10時40分閉会	
開催場所	坂戸市役所201会議室	
会長の氏名	尾崎 晴男	
出席者(委員)の 氏名・出席者数	森田 修平委員 加藤 拓委員 尾崎 晴男委員 中川 周三委員 小川 直志委員 加藤 則夫委員 小澤 弘委員 森田 文明委員	石井 寛委員 鈴木 水弘委員 (代理：飯能県土整備事務所藤井施工監理担当課長) 矢嶋 広和委員 (代理：西入間警察署交通課 鎌浦巡查部長) 斉藤 龍司委員 川口 博委員 小堺 寿代委員 14名出席
欠席者(委員)の 氏名・欠席者数	柳下 正和委員	1名欠席
事務局職員の 職・氏名	都市整備部部长 都市整備部次長兼北坂戸地区まちづくり推進室 都市整備部副参与 都市計画課課長 北坂戸地区まちづくり推進室副室長 都市計画課課長補佐 都市計画課係長 都市計画課主任	鷺谷 久芳 佐藤 健一 坂本 浩之 仲島 昭靖 林 洋司 立川 勝浩 田村 和也 川口 直輝
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 会議録署名委員の指名 4 協議事項 (1) 常務委員会の委員選出について 5 諮問事項 (1) 坂戸都市計画生産緑地地区の変更(坂戸市決定) 6 報告事項 (1) 特定生産緑地の指定に向けた状況について (2) 北坂戸地区のまちづくりについて 7 閉会	
配布資料	・次第 ・諮問事項資料 ・報告事項資料 ・委員名簿 ・坂戸市都市計画審議会条例及び規則	

	議 題・発言内容・決定事項
事務局	<p>本日は、お忙しい中、お集まりをいただき、ありがとうございます。</p> <p>本日、新型コロナウイルスの対策で窓を開けたりと換気をしていますことを報告いたします。</p> <p>まず、本日の資料を確認させていただきます。</p> <p>本日の資料につきましては、お手元の「配布資料一覧」のとおりでございます。確認をお願い致します。</p> <p>資料に不足等はございませんでしょうか。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>開会に先立ちまして、本年4月に市議会議員選挙が行われたことに伴い、新たに坂戸市都市計画審議会条例第3条2項2号委員を委嘱いたします。</p> <p>なお、都市計画審議会委員の任期につきましては、坂戸市都市計画審議会条例第4条の規定により2年間となりまして、令和元年11月13日から令和3年11月12日までの残りの期間でございます。</p> <p>それでは、市長が自席前まで委嘱状をお持ちいたしますので、よろしく申し上げます。</p>
事務局	小川 直志 様
市 長	(委嘱状の交付)
事務局	続きまして、加藤 則夫 様
市 長	(委嘱状の交付)
事務局	続きまして、小澤 弘 様
市 長	(委嘱状の交付)
事務局	続きまして、森田 文明 様
市 長	(委嘱状の交付)
事務局	続きまして、石井 寛 様

市 長	(委嘱状の交付)
事務局	<p>それでは、これより坂戸市都市計画審議会を開会させていただきます。</p> <p>初めに、坂戸市都市計画審議会運営規則第2条の規定によりまして、代理として出席されている方につきましてご報告いたします。</p> <p>埼玉県飯能県土整備事務所長の鈴木委員におかれましては、施工監理担当課長の藤井様にご出席されています。</p> <p>西入間警察署長の矢嶋委員におかれましては、交通課の鎌浦様にご出席されています。</p> <p>なお、柳下委員におかれましては、本日ご欠席されています。</p>
事務局	<p>よって、本日の出席者14名、欠席者1名でございます。</p> <p>従いまして、条例第7条第2項の規定により、委員の半数以上の出席でありますので、本会議は成立しておりますことをご報告させていただきます。</p>
事務局	<p>続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。</p> <p>都市整備部部長の 鷺谷 でございます。</p> <p>次に、都市整備部次長兼北坂戸地区まちづくり推進室長の 佐藤 でございます。</p> <p>次に、都市整備部副参与の 坂本 でございます。</p> <p>次に、都市計画課長の 仲島 でございます。</p> <p>次に、北坂戸地区まちづくり推進室副室長の 林 でございます。</p> <p>次に、都市計画課まちづくり政策係の 田村 でございます。</p> <p>同じく、まちづくり政策係の 川口 でございます。</p> <p>私は、本日の進行を務めさせていただきます、都市計画課の 立川 と申します。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
事務局	それでは、尾崎会長よりご挨拶をお願いします。
会 長	皆様、こんにちは。当審議会の会長を仰せつかっております尾崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日皆様方ご多用の中ですね。本審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。それからご覧のとおりこういう状況下におきまして、この審

	<p>議会を開会にこぎつけた事務局の皆様には御礼を申し上げます。非常に立派なきちんとしたものが作られております。</p> <p>本日は坂戸市決定案件1件の審議案件がございます。皆様におかれましてはですね、いつにも増して効率的なおかつ慎重にですね、ご審議を賜りまして、よい答申ができればと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>続きまして、石川市長より挨拶を申し上げます。</p>
市長	<p>おはようございます。お忙しい中、ご出席を賜りましてありがとうございます。本日の諮問事項につきましては、「坂戸都市計画生産緑地地区の変更」であります。</p> <p>その後、報告事項として「特定生産緑地の指定状況について」及び「北坂戸地区のまちづくりについて」を予定しております。</p> <p>本日は、慎重ご審議の上、速やかなるご答申を賜りますようお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>石川市長におきましては、他に公務が重なっておりますので、ここで退席されますことをご了承願います。</p> <p>(市長退席)</p>
事務局	<p>それでは、議事に入ります。議長を尾崎会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>それでは、次第に基づきまして議事を進めます。次第3の「会議録署名委員の指名」でございます。</p> <p>坂戸市都市計画審議会運営規則第5条の規定により、会長より指名させていただきます。本日は森田修平委員さんと中川周三委員さんをお願いしたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。</p>
会長	<p>次に、協議事項(1)「常務委員会の委員選出について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>坂戸市都市計画審議会条例第8条第1項の規定により、審議会はその権限に属する事項のうち軽易なものを処理させるため、常務委員会を置くことができますとなっております。また同条第2項に常務委員会は、会長及び会長の指名する委員4人以内をもって組織するとあります。坂戸市都市計画審議会運営規則第9条第2号で会長の指名する委員は、市議会の議員2人以内となっております。今回、市議会議員が改選されたことに伴い選出を行うものでございます。以上です。</p>

会 長	ただいま説明ございましたとおり、常務委員会の委員につきましては、会長が指名することとされています、市議会の議員については議長に依頼をして委員をご推薦いただくことで、いかがでしょうか。
委 員	異議なし
会 長	ありがとうございます。それでは、後日、市議会議長にご依頼したいと思います。 常務委員が決まりましたら、皆様にもお知らせ申し上げたいと存じます。
会 長	そのほかに何かございますか。 質疑が無いようでございますので、以上で協議事項を終了します。
会 長	続きまして、本会議の公開又は非公開についてお諮りしたいと存じます。 本会議は、原則として公開することとなっておりますが、本日の会議を公開することにご異議ございませんか。
委 員	異議なし
会 長	ご異議なしと認めます。
委 員	一点いいですか。
会 長	はい
委 員	諮問事項だけを公開ということですか。
会 長	というふうに事務局からは伺っておりますが。もし今後のことを御心配なるようでしたら、最初から公開してはどうかと。こういうことでございますか。
委 員	ちょっとよろしいですか。議事の中で6の報告事項に関して、議会でも公開を控えてる部分があることに関連することがあるかなというふうに、そのことで確認しました。
会 長	まずは事務局から説明されたらいかがですか。本日の公開の範囲。今ご指摘がありまして、議会でも公開を控えているところがあるということですので、本日はこれから公開ということで、入室していただきますけども、どこまでおいでいただくことなのかということです。

事務局	<p>お答えいたします。ただ今の御質問につきましては、公開の範囲は諮問事項のみということで、よろしくお願い致します。以上です。</p>
会 長	<p>よろしゅうございますか。</p>
委 員	<p>はい、ありがとうございます。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。 では本日の会議ですが、この後の諮問事項5番でございますね、第5項目につきまして、公開するということにいたしたい。こういう方向でよろしいでございますでしょうか。</p>
委 員	<p>はい。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。 次に傍聴希望者について確認します。本日の会議の傍聴者はいらっしゃいますか。</p>
事務局	<p>はい、1名いらっしゃいます。</p>
会 長	<p>それでは、ただいまから傍聴者を入場させます。 (事務局、傍聴者を席まで誘導) 議事に入ります前に傍聴上の注意を申し上げます。 先ほど受付でお配りいたしました「傍聴要領」をよく読み、遵守してください。また、「傍聴要領」に反する行為をした場合は、退場していただきますので、よろしく願いします。</p>
会 長	<p>それでは、諮問事項（1）「坂戸都市計画生産緑地地区の変更」を審議いたします。 案件内容を事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、諮問第1号についてご説明を申し上げます。 最初にお手元の資料の確認をお願いします。 資料1 A4・2枚、のものでございます。資料の不足等はございませんでしょうか。 それでは諮問事項について説明させていただきます。資料1の2ページ目をご覧ください。対象となる土地は、中富町地内の生産緑地地区坂戸第66号の南側の赤い丸で囲われたところに位置している面積約0.04haの区域でございます。 指定の申し出がありました土地は、以前は宅地として利用されて</p>

	<p>おりましたが、現在は農地として利用されているものでございます。</p> <p>資料の1ページ目をご覧ください。</p> <p>当該土地につきましては、生産緑地地区坂戸第66号と一体の約0.90haの生産緑地地区としての指定を予定しているものであります。</p> <p>これまでの経緯といたしましては、本年8月18日に埼玉県知事に「坂戸都市計画生産緑地地区の変更について」協議の申し入れを行い、8月24日に「異存なし」の旨の回答がありました。</p> <p>その後、9月1日より都市計画法第17条に基づく案の縦覧を行いましたところ、意見書等の提出はございませんでした。</p> <p>説明につきましては、以上になります。</p>
会 長	はい、ありがとうございました。ただいまの説明に対して、ご質問がありましたら、お願いいたします。
委 員	ありません
会 長	<p>質疑がないようでございますので、お諮りします。</p> <p>諮問事項(1)「坂戸都市計画生産緑地地区の変更」は原案に賛成することで、御異議ございませんか。</p>
委 員	異議なし
会 長	ご異議なしと認めます。よって、原案に賛成することに決定いたします。
会 長	以上をもちまして、当審議会に諮問されました議案の審議は終了いたしました。諮問事項(1)は原案のとおりご承認いただきましたので、本日付で、その旨を市長に答申することといたします。
会 長	<p>これで、諮問事項に関する審議が終了しましたので、傍聴人の方は退席願います。よろしく願います。</p> <p>(傍聴人退室)</p>
会 長	<p>次に、報告事項に入ります。</p> <p>それでは、6番目にごございます報告事項に参ります。報告事項(1)特定生産緑地の指定に向けた状況についてを事務局より報告願います。</p>
事務局	特定生産緑地地区の指定に向けた状況について報告いたします。資料は報告事項1、1枚でございます。

	<p>お手元にありますでしょうか。</p> <p>それでは1 特定生産緑地地区の指定に向けた状況について報告いたします。</p> <p>本市の生産緑地地区は平成4年12月3日に決定され、現在、96地区、17.16haとなっております。</p> <p>特定生産緑地の指定は、生産緑地地区の指定後30年を迎える日までにを行う必要があります、本市においては令和4年12月3日まで、となっております。</p> <p>特定生産緑地の指定に係る取組として坂戸市の生産緑地所有者111名に対して6月26日付で指定に必要な申請書類等を郵送したところでございます。</p> <p>9月末現在で20名から回答があり、うち15名、約2.12haについて指定の意向が示されている状況でございます。</p> <p>今後の予定でございますが、指定に際しては都市計画審議会の意見を聞かなければならないとされており、多くの案件が予想されることから指定にまでに来年度、再来年度の2回にわけて審議会の意見を伺う予定であります。</p> <p>なお、指定告示については2回にわけることではなく令和4年度に行うことを予定しております。</p> <p>報告については以上となります。</p>
会 長	ただいまの報告に対して、ご質問がありましたらお願いします。
委 員	イメージ図で審査とか記載されているんですけども、将来的なこととして、この審査の時点で、例えば構造物をつくる可能性があるとか、そういったことまで審査の対象になるのかどうか。また相談が15件の中にきているのかどうか。そこら辺を確認したいのですが。
会 長	はい。事務局からどうぞ。
事務局	はい、お答えします。ただ今の質問の中で、審査のお話ございましたけども、生産緑地から30年経過しまして、特定生産緑地に移行するにあたりまして、基本的にはまず、営農がそのまま引き続き行われるか否か、そういったものも含めまして、市の方で審査をさせていただきます。ということで、今お話にありました、構造物のお話とか、そういったものについては、営農意向を持たれている

	<p>方が特定生産緑地の意向を希望されているので、今のところそういったご質問とか、ご相談はございません。今後におきまして構造物等をご検討されてる方につきましては、生産緑地を解除されるか、もしくは特定生産緑地に移行せず、そのまま生産緑地としてお持ちになるか、どちらかを選択されるといった形になりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
会 長	はい、委員さんいかがでしょうか。
委 員	<p>確認なんですけど、特定になった場合に農業関係の倉庫とかは置けるというふうに前もなっていたと思うんですけど。簡単な倉庫みたいな物置程度のものはその中に設置が可能というふうになっていたと思うんですけど、なっていなかったですか。その関係で今度緩和されて、売店程度のものはよくなるのかそこらへんはないですか。</p>
会 長	はい、では事務局からどうぞ。
事務局	<p>はい、お答えします。生産緑地地区内に設置可能な施設は、農林漁業を営むために必要で、生活環境の悪化をもたらす恐れがないものに限定されており、生産緑地法のH29年改正により、第8条第2項第2号に生産緑地地区に設置可能な建築物として、農産物等加工施設、農産物等直売所、農家レストランが追加されたという経緯がございます。</p> <p>今回の意向調査で直売所や農家レストランの相談はございませんでした。</p> <p>以上です。</p>
委 員	了解しました。
会 長	他に、皆様からご質問等ございませんでしょうか。
委 員	なし
会 長	はい、承知いたしました。この報告事項は終了いたしまして、次に2番目の報告事項、北坂戸地区のまちづくりについてを担当より報告願います。
事務局	<p>北坂戸地区のまちづくりについて報告させていただきます。</p> <p>資料として基本計画（案）の全文、基本計画（案）の概要版、概要説明書をご用意させていただきました。</p>

現在、本市では、東武東上線 北坂戸駅周辺を区域とする北坂戸地区のまちづくりに関しまして検討を進めております。

この度、その方策の一つである“多世代交流拠点の形成”に関する現状での市の考え方を整理した「坂戸市北坂戸地区まちづくり推進事業基本計画（案）」を策定し、10月1日から市ホームページ等で公開いたしました。

本事業におきましては、坂戸市のまちづくりにおいて重要な取組であること、また都市計画の変更も視野に入れたものであることから、経過報告を踏まえ本審議会に報告させていただくものでございます。

内容につきましては、基本計画（案）の概要版にて行いますので、お手元にご用意をお願いいたします。

1 ページ上段をご覧ください。

まず、北坂戸地区のまちづくりを進める背景でございますが、本市では人口の減少と高齢化社会の進展に対応するコンパクトで賑わいのあるまちづくりを進めるため、坂戸市立地適正化計画の運用を開始しております。

この立地適正化計画では、市内の鉄道駅周辺等を中心拠点として位置付けておりますが、その中でも北坂戸地区につきましては、特に今後の人口減少と高齢化が見込まれており、また駅周辺商業施設の閉店、未活用となっている旧北坂戸小学校用地等の課題がございましたことから、まち再生に関する検討を進めてきたものでございます。

まちづくりのコンセプトといたしましては「多世代が暮らし続けられる健康なまちづくり」を掲げております。

“多世代交流拠点の形成”と併せ、“健康ネットワークの形成”、“居住誘導と併せた団地再生”を方針として位置付けております。

それでは“多世代交流拠点の形成”に関して順次報告させていただきます。

はじめに、中段の「1 多世代交流拠点の形成を図るための方策について」でございますが、北坂戸地区の拠点形成に際しましては、公的不動産を活用し、民間活力の導入を図りながら多世代交流拠点施設等の形成を図っていきたいと考えております。

次に、「2 活用を検討する公的不動産と民間活力の導入につい

て」でございますが、公的不動産につきましては、統廃合により未活用となっております旧北坂戸小学校用地及び都市公園として現在も利用されております溝端公園を検討用地といたしました。

民間活力の導入につきましては、民間事業者に対するヒアリング等を実施し、事業手法、事業性等の確認を行いました。

なお、ヒアリング等におきましては、全ての事業者から溝端公園用地での事業提案があり、また現在の用途地域である第二種中高層住居専用地域の用途制限を超えた事業を展開したいとの提案がありましたことから、これらを踏まえながら検討を進めていきたいと考えております。

民間事業者に対するヒアリング等の詳細につきましては、基本計画（案）全文の4～5ページに記載してございます。

次に、「3 公的不動産及び多世代交流拠点施設等の活用方針について」でございますが、これまでの検討結果等を踏まえ、多世代交流拠点施設等の整備に関しては、溝端公園の活用を前提として検討を進めることといたしました。

溝端公園を活用する際には都市公園を廃止することとなりますが、都市公園法にて同等規模の公園を確保する等の条件がありますことから、旧北坂戸小学校用地等を都市公園として整備することを検討して参ります。

本基本計画（案）におきましては、北坂戸地区の拠点形成に当たり溝端公園の活用を前提として検討を進めること、また多世代交流拠点施設として民間活力の導入により民間及び公共施設の立地を目指すことを定めたものであり、具体的な施設及び公園の整備内容等につきましては今後の検討事項と考えておりまして、本計画（案）には定めておりません。

次に2ページをご覧ください。

こちらにつきましては、民間事業者からの提案等に基づいて作成しました溝端公園における拠点形成のイメージ図（一例）となります。

多世代にわたる住民の交流を促進するため、民間施設、公共施設及び賑わい広場を適切に配置するとともに、既存樹木の有効活用等についても検討していきたいと考えております。

同ページ下段をご覧ください。

現段階において多世代交流拠点施設に立地が望まれる施設として、民間及び公共それぞれの施設の機能を記載しております。今後市民の皆様の御意見を伺いながら拠点に必要な機能の検討を進めていきたいと考えております。

次に3ページをご覧ください。

こちらにつきましては、旧北坂戸小学校用地等を公園として活用する際のイメージ図となっております。

現状では具体的な機能や配置などに関する案はございませんが、溝端公園が有している運動公園、こどものあそび場等の機能が損なわれないよう、同様の機能を移設すると共に、既存の校舎の有効活用についても検討を進めて参りたいと考えております。

また、下段の「課題など」の4項目目に記載させていただきましたが、拠点及び公園整備におきましては、防災対策の在り方を整理しながら、防災対策の機能について検討を進めて参りたいと考えております。

4ページをご覧ください。

こちらにつきましてはまちづくりのコンセプトをイメージ図として整理したものとなります。

現状におきましては“多世代交流拠点の形成”に向けた検討を進めておりますが、今後、方針として位置付けております“健康ネットワークの形成”、“居住誘導と併せた団地の再生”に関する取組と併せ、北坂戸地区のまち再生を進めていきたいと考えております。

また、北坂戸地区のまち再生におきましては、UR賃貸団地を保有管理いたしますUR都市機構との連携が重要となっております。

本年1月にはUR都市機構とまちづくりに関する連携協定を締結しておりますので、この協定に基づき今後具体的な取組について、話し合いを行っていきたいと考えております。

最後に今後のスケジュールについてでございますが、基本計画(案)の11ページをご覧ください。

ページ右側に2020年度以降の予定として記載させていただきましたが、現在一番左の基本計画(案)の公表の段階にあります。

今回作成いたしました基本計画(案)につきましては、市民の皆様などから御意見を伺うための素案として作成したものでありま

	<p>す。</p> <p>今後は新型コロナウイルス感染症の状況等を勘案しながら、適宜説明会の開催等により市民の皆様の御意見等を十分に伺った後、具体的な内容を検討して参りたいと考えておりました、今後のスケジュールについては未定となっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、ただ今の報告につきましてご質問等ございましたらお願いします。</p>
委 員	<p>この資料によりますと、事前意向調査というのは2018年度にされたということよろしいですか。</p>
会 長	<p>はい、では事務局より答弁をお願いします。</p>
事務局	<p>お答えいたします。この調査は2段階でやっております、意向調査は18年にやっております。19年はですね、正式にホームページでサウンディング調査として実施したのになります。</p>
委 員	<p>皆様もお考えだと思っておりますが、今回の新型コロナウイルス感染症でですね、我々の生活は一変してしますので、我々の仕事もリモートワークになったり、学生は学校に無理にいかなくてもいいとかですね、これは新型コロナウイルス感染症が収まってもですね、ある程度影響があると思いますので、民間事業者がこの時にこたえられた意向がですね、今現在もあるかどうかということはもう一回調査された方がよいのではと思います。いわゆるコロナ禍の次の生活を見据えてですね、いろんなマスコミ等でも言われてますが、そういう事を踏まえまして、いわゆる北坂戸地区のまちづくりをやっていくというのが必要かなと思います。以上です。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。今後検討させていただきます。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。市民の環境もちろん、企業の環境も随分変わりつつあるように見受けられます。</p> <p>他にご質問等いかがでございましょうか。</p> <p>はい、どうぞ。</p>
委 員	<p>この資料見させていただきました。内容すごく充実してるなと思いました。基本的にはいいかと思うのですが。この中の最初の項目で1番の北坂戸地区のまちづくりの考え方の文章の中で、優先する順位ですけども、医療、福祉、それから商業施設等々書いてありま</p>

	<p>すが、この資料で大型商業施設の案が出ていますが、私は医療、福祉をまず、充実させて、その上で商業、多世代交流施設を考えたらいいのではないかと思います。順序ですね、医療、福祉に視点をおいたらどうかと思いました。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。今のご意見についていかがでしょうか。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。現在10月1日より基本計画（案）を公表いたしましたして、皆様からいろんなご意見をいただいております。委員様から頂きました意見を参考にいたしまして、今後も検討を深めていきたいと思っております。ありがとうございます。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。 公募でいらっしゃいました委員さんいかがですか。</p>
委 員	<p>北坂戸に住んでいるので、とても夢のある計画だと思っております。コロナの状況が不安ではありますが、市民の皆様から意見がでて、いいものが作ればすばらしいと思っております。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。応援いただきました。 他に委員様から質問等ございませんでしょうか。</p>
委 員	<p>溝端公園の活用ということで、商業施設的なものをつくると、そういう方向で進んでるという理解でよろしいでしょうか。ヒアリングの段階で住宅地にするとか、そういった提案もあったようなのですが、そういった意見についてはもう採用しないと。基本的にはここは商業施設として、そういう方向で考えている。そういう理解なのでしょうか。</p>
事務局	<p>お答えいたします。民間事業者に対するヒアリングでは幅広いご意見をいただいて、いろんな事業性を確認しようということで、実際に住宅系の業者からの提案等も受けました。現状ではですね。住宅事業者さんを計画から抜いたということではありませんで、まだですねいろんな方向性を検討しているという段階でございます。 以上です。</p>
委 員	<p>そうするとこれはいろいろある中の一つなんだと、そういう位置づけですよね。</p>
事務局	<p>左様でございます。</p>
委 員	<p>わかりました。</p>

会 長	今後、住民説明会、市民コメントだと思えますが、基本計画策定というような段階を踏んでいくということで、内容がより磨かれていくというような、地域にあった時代にあったものになっていくことを期待しております。
会 長	他に委員さんからご質問ございませんか。 よろしゅうございますか。
委 員	1点だけ。最後にとったものですから。今説明のあった基本計画（案）のこの資料の取扱いについては。
会 長	この資料の扱いについてはいかがですか。
事務局	お答えいたします。今お手元に配布させていただきました資料につきましては、10月1日よりホームページですべて公開させていただいております。ですので公開資料ということで、お取り扱いいただければと思います。以上でございます。
会 長	よろしゅうございますか。他にご質問ございませんか。 それでは質疑が無いようでございますので、以上で報告事項を終了します。
会 長	そうしますと本日ご用意した議題は以上でございますので、以上で、議長の任を解かせていただきます。 皆様には、進行にご協力をいただきましてありがとうございます。
事務局	それでは、以上を持ちまして、坂戸市都市計画審議会を閉会させていただきます。 委員の皆様には、大変ありがとうございました。